科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 2 1 日現在

機関番号: 17301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2020~2023

課題番号: 20K01440

研究課題名(和文)アジア・アフリカ諸国における「法の支配」をめぐる問題の法人類学的検証

研究課題名(英文)The Research of Rule of Law in Asia and African Society through Legal Anthropological Approaches

研究代表者

河村 有教 (Kawamura, Arinori)

長崎大学・多文化社会学部・准教授

研究者番号:30403215

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文):アジア・アフリカ諸国において、ルールに基づく国際秩序の確保を可能にする「法の支配」とは、具体的にどのようなものであるべきか。一部のアジア・アフリカ諸国では、「国家の安全」という文言が、個人の市民的自由を制約する概念としては曖昧であるにもかかわらず、憲法上の人権の制約を正当化するために頻繁に用いられ、監視だけでなく統治の正当化にも使われている。法の支配は、政府が個人の生命、自由、幸福追求の権利を保障するために国民の間で組織され、正当な権力が被治者の同意に基づく民主主義を前提にするものと理解される一方で、アジアやアフリカ諸国における「法の支配」の現状はそれとは異なっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究のような法人類学(新領域法学)の視点からの研究は稀である。フィリピン、インドネシア、インド、ケニア等の限られたフィールではあるものの、法人類学の研究者らと協働して、アジアやアフリカの法の支配の現状や課題について研究を進めてきた。本研究成果は、アジアやアフリカ諸国の「法の支配」についての一連の先行研究における検討・研究の蓄積の中で欠けていた重要部分を補完する役割を果たすとともに、開発法学、法と開発において、法制度整備支援のあり方を検討する上でも大いに参考になるものと思われる。

研究成果の概要(英文): What exactly should the 'rule of law' be that enables the securing of a rule-based international order, particularly in Asian and African countries? In some Asian and African countries, the term 'state security' is frequently used to justify infringe human rights on her constitution, despite its obscurity as a concept that constrains individual civil liberties, and is used to justify not only surveillance but also governance. It is frequently abused by the invocation of inappropriate 'state security', giving rise to the secrecy of records and the violation of civil liberties. While the rule of law can be understood as based on democracy, where governments are organized among the people to guarantee the rights to life, liberty and the pursuit of happiness, and where legitimate power is based on the consent of the governed, The present situation of the 'rule of law' as it manifests itself in Asian and African countries is somehow different.

研究分野: 新領域法学

キーワード: アジア法 アフリカ法 法の支配 人権 リーガル・プルーラリズム(多元的法体制) 法と開発

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

「法の支配」の問題の検証については、法解釈学(解釈法学)のアプローチや法哲学のアプローチによる研究は豊富である。その一方で、文化と社会の関係から法を研究する法の経験科学によるアプローチは少ない。後者の研究に関心を寄せる研究者が少なくなっているなかで、今日のアジア、アフリカ諸国の「法の支配」の問題及び「法の支配」の推進の実現を目指している日本の取組みを法人類学の視点から検証する必要は十分にある。

法人類学者と協働で法の経験科学によるアプローチからアジア法研究を先導された千葉正士教授が 2009 年に亡くなった後、国家法と社会に根ざした固有法との相互作用を前提に、その両者を包括する「法」(=法秩序)の総体を観察する研究は、本研究の研究分担者である石田慎一郎教授らに引き継がれた。石田慎一郎教授は、大阪大学グローバル COE プログラム「コンフリクトの人文学国際研究教育拠点」において、アジア、アフリカ諸国における裁判外紛争処理の再編についての共同研究を進め、本研究代表者の河村、本研究分担者の高野らを集めて、アジア、アフリカ諸国の裁判外紛争処理について、法人類学的な検証を行った。その研究成果は、石田慎一郎編『オルタナティブ・ジャスティス 新しい 法と社会 への批判的考察』(大阪大学出版会,2011年)にまとめられた。また、千葉正士教授の理論を継承、発展させるべく、本研究代表者の河村、本研究分担者の石田、森、高野らも加わって、角田猛之=ヴェルナー・メンスキー(Wener Menski)=森正美=石田慎一郎編『法文化論の展開 千葉正士追悼』(信山社,2015年)を刊行した。

本研究は、上述のアジア、アフリカ諸国の裁判外紛争処理の研究とアジア、アフリカ法を分析するための方法論である千葉理論の研究の延長線上にあるもので、アジア、アフリカ諸国における「法の支配」の問題について、国家法と社会に根ざした固有法の相互作用を前提に、その両者を包括する「法」から法人類学的に検証することを目的とするものである。

2.研究の目的

本研究は、アジア、アフリカ諸国の「法の支配」をめぐる問題及びアジア、アフリカ諸国に対して「法の支配」の推進の実現を目指している日本の取組みを法人類学の視点から検討しつつ、国際社会の平和・安定・繁栄に向けた「法の支配」の具体的なあり方を提示することを目指すものである。

「法の支配」という目標を達成するための具体策については曖昧模糊の状況にある。アジア、アフリカ諸国を中心にルールに基づく国際秩序の確保を可能とする「法の支配」のあり方とは、具体的にどうあるべきか。アジア、アフリカ社会の法の支配の現状を踏まえた上で、学術的見地から具体的に検討されなければならない重要な課題である。

3.研究の方法

本研究で用いられた方法は、もっぱら信頼性のある関係資料や関係者への聞き取り調査によるものである。

とりわけ、研究協力者として、アメリカ合衆国メリーランド州のボルチモアにある州立のタウソン大学 (Towson University)のアフリカ法研究者のジョン・ムルンジ(John Murunji)教授からは、貴重な資料やコメントをいただいた。

4. 研究成果

アジア、アフリカ諸国において、ルールに基づく国際秩序の確保を可能にする「法の支配」とは、具体的にどのようなものであるべきか。アジア、アフリカ諸国の一部の国においては、「国家の安全(national security)」という文言が、個人の市民的自由を制約する概念として、曖昧である文言にもかかわらず、憲法上の人権の制約を正当化するために頻繁に使われ、監視だけでなく、統治の正当化にも使われている。「国家の安全」の発動によって濫用されることも多く、政府記録の秘匿や市民的自由の侵害を生んでいる。法の支配は、政府が個人の生命、自由、幸福追求の権利を保障するために国民の間で組織され、正当な権力が被治者の同意に基づく民主主義に由来するものであると解される一方で、アジアやアフリカ諸国における「法の支配」の現状は異なっている。本研究においては、フィリピン、インドネシア、インド、ケニア等の限られたフィールではあるものの、法人類学の研究者らと協働して、アジアやアフリカの法の支配の現状や課題について検討を行った。具体的には、研究代表者においては、香港におけるイギリス法から中国法への制度的転換の現象やケニアにおける国家法と慣習との関係、日本における国家法と慣習・宗教との関係の現象を考察した(具体的な成果については、国際学会等での研究発表及び研究論文としてまとめている)。

アジア、アフリカ法の特徴として、多元的法体制 (Legal Pluralism)の特徴があげられる。 国家法と非国家法の対立・緊張、調和・妥協、排除・無視について、現実を認識することが重要 になる。国家法と非国家法で多元的に法体制が形成されているアジア、アフリカ諸国の法現象を理解するにおいて、法学と人類学による共同研究には意義がある。本共同研究における研究分担者らの研究成果及び今後の展望については以下のとおりである。

- ・石田慎一郎は、これまで取り組んできた法人類学(比較と理論)ならびに東アフリカ民族誌(記述と物語)を踏まえた応用研究、すなわち Restatement of African Law (ロンドン大学東洋アフリカ学院を拠点に編纂)のうち、indigenous methodologyの視点を入れて、ケニア篇第1巻第4章(ケニアにおけるイゲンベを含むメル民族社会の慣習法)の内容を現地研究協力者と共同で加筆修正を進めてきた。
- ・中空萌は、現在、環境法分野であるグローバルな潮流となりつつある「自然の権利」について、インドの事例を「法の生成の民族誌」のアプローチで分析した。それにより、人間の法と自然の法則の関係を多元的世界の「翻訳」として捉える可能性を提示した。
- ・高野さやかは、近年進んでいる法学と人類学との対話について検討し、「法と感情」研究と、 広い意味での社会規範・慣習の生成についての記述を積み重ねてきた文化人類学における情動・ 身体についての議論を継続する可能性について言及した。
- ・森正美は、フィリピンにおけるムスリムをめぐる多元的法体制の状況を、法律家の種別、育成過程、その役割を含めて明らかにした。事例として、戦災復興のための手続における慣習法にもとづく土地所有形態と国家法の関係性、イスラーム知識を背景に法的見解を提示する Mufti と国家の連携を提示した。日常的な法的行為及びそこに関わる多様な法的知識をもつ人々が、裁判事例に限定されない多元的な法実践に関わっており、グローバルなイスラームの影響を受けながら変化しつつある動態を明らかにした。

なお、研究成果の一つとして、下記のような のセミナーを開催したこと、また研究代表者の 河村と研究分担者の石田をまじえてアジア法学会企画委員らとアジア法学会での のシンポジ ウムを企画したことを付記しておきたい。セミナーにおいては、研究代表者のもとで研究指導を 受けている大学院生の2名についても発表を行った。

アジア・アフリカ法セミナー「アジア・アフリカ法研究における法学と人類学の架橋」

日時: 2024年3月16日(土)13:30~18:00

場所:長崎大学文教キャンパス総合教育研究棟 3 階 31 講義室

プログラム

報告 1:河村 有教(長崎大学准教授)

「アジア・アフリカ法研究における法学と人類学の架橋」

報告 2:石田 慎一郎(東京都立大学教授)

「人類学、地域固有の方法、アフリカ法のリステイトメント:ケニアでの共同生活を通じて」報告3:エイドリアン・ジェフ・マハシ(Adrian Jeff Mahasi)(長崎大学大学院)

「ケニアの刑事事件における伝統的紛争解決について」

報告 4:中空 萌(広島大学准教授)

「『自然の権利』をめぐる法の生成:文化人類学の視点から」

報告5: 高野 さやか(中央大学准教授)

「『法と感情』研究と文化人類学との接続可能性」

報告 6:森 正美(京都文教大学教授,学長)

「フィリピンの多元的法体制におけるムスリム社会の課題」

報告 7:渡辺 優樹(長崎大学大学院)

「イスラエル軍によるパレスチナ人の住居破壊をめぐる法の課題」

全体討議

アジア法学会 2023 年度研究大会シンポジウム「アジア・アフリカ諸国における『賢者』としての裁判官」

日時: 2023年6月17日(土)14:00~17:30 2023年6月18日(日)9:30~16:00

場所:東京大学東洋文化研究所3階大会議室

プログラム

2023年6月17日(土)14:00~17:30

司会 金子 由芳(神戸大学教授)

シンポジウム趣旨説明 今泉 慎也(アジア経済研究所新領域研究センター・グローバル研究グループ長)

報告 1: 石田 慎一郎(東京都立大学教授)

「法人類学の視点:千葉正士の新旧法主体論とアフリカ民族誌の寄与」

報告2:梅屋 潔(神戸大学教授)

「『見えない世界』と賢者:アフリカの妖術・邪術の世界から」

報告3:久保 秀雄(京都産業大学教授)

「法律家の賢慮とその変異:パーソンズの理論に準拠した調査事例の考察」

報告 4:飯 孝行(専修大学教授)

「法社会学の視点:裁判官論と民事訴訟利用者調査などを踏まえて」

2023年6月18日(日)9:30~16:00

司会 神尾 真知子(アジア法学会代表理事)

2日目の趣旨説明 河村 有教(長崎大学准教授)

報告 5:河村 有教(長崎大学准教授)

「人権保障を広げる裁判官としての『賢者』性:ジェンダー平等の担い手になり得るか?」

報告6:鈴木 賢(明治大学教授)

「台湾における裁判官人事の複線化とジェンダー平等」

報告7:桑原 尚子(岩手県立大学准教授)

「イラクにおけるイスラーム法解釈権限と裁判官」

報告8:岡 克彦(名古屋大学教授)

「韓国の裁判活動における司法解釈権の限界と裁判官の役割としての『賢者性』」

報告9:佐藤 創(南山大学教授)

「賢者としての裁判官:インド最高裁の場合」

コメント 草野芳郎(弁護士)

全体討議

5 . 主な発表論文等

「雑誌論文〕 計7件(うち査読付論文 6件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 6件)

〔雑誌論文〕 計7件(うち査読付論文 6件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 6件)	
1 . 著者名 河村有教	4.巻 第10号
2 . 論文標題 令和5(2023)年出入国管理及び難民認定法改正の意義と問題点について一収容及び難民認定における デュー・プロセスの保障の視点から一	5 . 発行年 2024年
3.雑誌名 多文化社会研究	6.最初と最後の頁 29-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 河村有教	4.巻 983
2.論文標題 中国における「法」と「武力(軍事力)」の強化について-「国際の平和及び安全」の維持のために何が できるのか?	5.発行年 2023年
3.雑誌名 交流	6.最初と最後の頁 11-16
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オーブンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 河村有教	4.巻 第7号
2 . 論文標題 台湾刑法の不同意性交罪と日本刑法改正への示唆	5 . 発行年 2021年
3.雑誌名 多文化社会研究	6.最初と最後の頁 73-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 河村有教	4.巻 第18号
2 . 論文標題 台湾刑法と日本刑法の性犯罪規定の相違点についてー台湾刑法の不同意性交罪を中心に一	5 . 発行年 2021年
3.雑誌名 ジェンダーと法(ジェンダー法学会誌)	6.最初と最後の頁 138-153
掲載論文のDOI (デジタルオプジェクト識別子) なし	 査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

. 著者名	4 . 巻
河村有教	第11号
!論文標題	5.発行年
香港における法と社会の変容 香港の「個人尊重」と中国の「国家安全」との葛藤の中でー	2021年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
21世紀東アジア社会学(日中社会学会誌)	119-133
引載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	 査読の有無
なし	有
rープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著
. 著者名 河村有教	4 . 巻 第8号
!論文標題	5.発行年
日本の「出入国管理及び難民認定法」は国際規範に違反するかー収容令書及び退去強制令書発付後の難 認定申請中の「避難国に不法にいる難民」の収容手続についての法改正に向けて-	
B.雑誌名	6.最初と最後の頁
多文化社会研究	63-91
なし	有
ープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-
. 著者名	4 . 巻
河村有教	13号
論文標題 - 「種類的変形大策」は「注の大型」の問題にのいて、"のいましゃ"による"Distate to a control to b	5 . 発行年
「積極的平和主義」と「法の支配」の課題について-"Good Law"による"Right Law"の推進をはかる	3 2020年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
アジア法研究	25-40
引載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	 査読の有無
なし	有
ープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	

Arinori Kawamura (河村有教)

2 発表標題

Law and Culture: Are Cultural identities that violate human rights under international law justified?

3 . 学会等名

The 31st World Congress of the International Association for Philosphy of Law and Social Philosophy (国際学会)

4.発表年

2024年

1.発表者名
Arinori Kawamura(河村有教)
o TV-LERE
2. 発表標題
East Meets West: Are cultural identities that violate human rights under international law justified?
3.学会等名
International Association for the Philosophy of Law and Social Philosophy, Japan(国際学会)
2023年
20234
1.発表者名
石田慎一郎
2.発表標題
- 2 - 元代(病)と - 人類学、地域固有の方法、アフリカ法のリステイトメント:ケニアでの共同生活を通じて(シンポジウム「アジア・アフリカ諸国における
『賢者』としての裁判官」)
3 . 学会等名
アジア法学会
4 . 発表年
2023年
1.発表者名
河村有教
2 . 発表標題
人権保障を広げる裁判官としての「賢者」性:ジェンダー平等の担い手になり得るか?(シンポジウム「アジア・アフリカ諸国における
『賢者』としての裁判官」)
3.学会等名
アジア法学会
4.発表年
4 . 允衣中 2023年
∠υ∠υ *†
1.発表者名
Arinori KAWAMURA (河村有教)
2 . 発表標題
Unofficial Law Contrary to "Public Policy" in State Law
3 . 学会等名
Global Meeting Law and Society, Lisbon, 2022(国際学会)
4.発表年
2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6.研究組織

_ 0	. 研究組織			
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考	
	森 正美	京都文教大学・総合社会学部・教授	フィリピン	
研究分担者	(Mori Masami)			
	(00298746)	(34320)		
	石田 慎一郎	東京都立大学・人文科学研究科・教授	ケニア	
研究分担者	(Ishida Shinichiro)			
	(10506306)	(22604)		
-	高野 さやか	中央大学・総合政策学部・准教授	インドネシア	
研究分担者	同野 さやが (Takano Sayaka)	「ノンン、」		
	(20586656)	(32641)		
	中空萌	広島大学・人間社会科学研究科(国)・准教授	インド	
研究分担者	(Nakazora Moe)			
	(60790706)	(15401)		
	(00130100)	(10101)		

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	ムルンジ ジョン (Murunji John)		アフリカ法(Towson大学教授)
研究協力者	渡辺 優樹 (Watanabe Yuki)		イスラエル (イスラエル法) 研究代表者の研究指導学生

6.研究組織(つづき)

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	マハシ エイドリアン (Mahasi Adrian)		ケニア(ケニア法) 研究代表者の研究指導学生

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
米国	Towson University			